

広報集中期間における取組み報告

＜第4回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

平成28年12月21日（水）

<目次>

1. 広報集中期間の取組み
2. 各委員による広報活動状況の報告
3. その他広報協力

1. 広報集中期間の取組み

広報集中期間

- 今年度の連絡協議会の広報戦略として、第3回連絡協議会において、秋頃を『広報集中期間』と定め、主に荷主および運送事業者を対象とした活発な広報を行うことと取り決めたものである。

広報集中期間：平成28年10月6日（木）～11月11日（金） 約1ヶ月間

■ 広報集中期間の広報スケジュール概要

10月			11月		
6日(木)	8日(土)	21日(金)	7日(月)	10日(木)	11日(金)
業界紙への広告掲載（物流ニッポン）①	道の駅やちよ（千葉県）でのパネル展開催④	日本機械工業連合会メルマガジン掲載① —その他	バナー広告終了	首都圏大規模同時合同取締の実施⑤	首都圏大規模同時合同取締結果の記者発表⑤
10/6～ バナー広告掲載 ②					
10/6～11/11 特車総合ツイッター発信強化 ③					



1. 広報集中期間の取組み

① 業界紙への広告掲載

荷主および運送事業者を対象に重量超過違反の根絶に向けた広告を掲載した。

- 掲載紙：物流ニッポン
- 掲載日：平成28年10月6日（木）
（毎週月・木発行）
- 掲載面：4面（行政・団体面）
- 掲載概要：荷主、運送事業者に向けた重量違反防止メッセージ
- 発行部数：158,000部



重量オーバーさせないようしましょう。

重量のルールを必ず守りましょう。

荷主の方へ | 運送事業者の方へ

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

定められた重量、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

国土交通省 関東地方整備局 | 9910

重量オーバーさせないようしましょう。

- ムリな発注条件の提示や重量超過をさせた場合は、荷主の責任も追及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主警告を発動(レッドカード)します。

荷主の方へ

重量のルールを必ず守りましょう。

- 重量違反の場合は、運転者および使用者(事業者)に罰則が適用されます。
- 大型車両の取締まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(基準の2倍以上の重量超過)は即時告発(レッドカード)されます。

運送事業者の方へ

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に。

定められた重量、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

「重量守り、道路を守ろう」パネル展 10月8日(土)道の駅「やちよ」(千葉県)で開催!

開催時間：午前9時～午後4時
八千代ふるさとステーション：千葉県八千代市本4905-1

国土交通省 関東地方整備局

お問い合わせ先：道路部 交通対策課 Tel.048-601-3151(代表)
http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index0000015.html

詳しくは066 特番 PR 検索

@etokusya_kanto

道路の真状を見たら道路警察ダイヤルへお呼びかけください。

9910 無料24時間受付

重量守り、道路を守ろう。大型車両通行正化に向けた関東地域連絡協議会

【連絡協議会メンバー】一般社団法人千葉県トラック協会 一般社団法人東京都トラック協会 一般社団法人神奈川県トラック協会 一般社団法人全国トラック協会(千葉県支部、東京都支部、神奈川県支部)、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、国土交通省関東地方整備局、関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、東京都建設局株式会社、関東支社、中日本建設運輸株式会社(東京支社、八王子支社)、首都圏建設運輸株式会社(藤原)

<掲載原稿>

1. 広報集中期間の取組み

② バナー広告掲載

広報集中期間に合わせて、バナー広告を掲載し連絡協議会ホームページへの誘導を図った。

- 掲載場所：道路交通情報Now!! (トップページ)

<http://www.jartic.or.jp/index.html>

- 掲載期間：平成28年10月6日(木)～11月7日(月)約1ヶ月間
- バナーリンク先：連絡協議会ホームページ



③ 特車総合ツイッターの発信強化

昨年度開設時より継続的に実施している通行規制情報の発信に加え、ツイッター利用者の興味・関心を引く写真素材を活用してツイートを行った。また、広報集中期間中は連絡協議会チラシを画面トップに固定配置し、PRした。

- 強化期間：平成28年10月6日～11月11日 (広報集中期間)
- 最大インプレッション数※：23,900回
※インプレッション数：ツイートが表示された回数 (閲覧数)



1. 広報集中期間の取組み

④道の駅でのパネル展開催

一般の方向けに特車制度および連絡協議会の取組みを周知するためのイベントを開催した。

- 開催日時：平成28年10月8日（土）
9:00～16:00
- 開催場所：道の駅やちよ
〔千葉県八千代市〕
- 開催内容：

「重量守り、道路を守ろう」パネル展

来訪者アンケート実施（結果はP6参照）

チラシ・特殊車両通行ハンドブックの配布



<開催場所位置図>

パネル展開催状況



1. 広報集中期間の取組み

④道の駅でのパネル展開催 (アンケート結果A)

- 道の駅パネル展開催中、来訪者に対し大型車両に関するアンケートを実施した。

時間帯	大型車 ドライバー	一般	合計
～10:00	2	24	26
～11:00	1	29	30
～12:00	0	15	15
～13:00	1	6	7
～14:00	0	19	19
～15:00	0	15	15
～16:00	2	8	10
合計	6	116	122

■大型車ドライバー向けアンケート内容

- 質問 1 : 年代
 質問 2 : 道路の老朽化問題をご存知ですか？
 質問 3 : 定められた大きさや重さを超える車両を走行させる場合、通行経路の道路管理者（国土交通省又は自治体等）に対して申請を行わなければならないことをご存知ですか？
 質問 4 : 特殊車両通行許可証で許可された通行経路をいつも走行していますか？
 質問 5 : 重量を違法に超過した大型車両（特殊車両）の取締りを行っていることをご存知ですか？
 質問 6 : 車両総重量が基準の2倍以上の違反車両は現地取締り時に即時告発（レッドカード）になることをご存知ですか？
 質問 7 : 積荷積載時又は運転中、積荷が積載重量以上の重量になっている状態がわかりますか？
 質問 8 : 右のイラスト（劇画風タイヤ）を以前に見たことがありますか？
 質問 9 : 見たことがある方はどこで見ましたか？

主なアンケート結果

※すべてのアンケート調査結果は別添 1 - 1 を参照

質問 3 : 特殊車両通行許可制度をご存知ですか？

知っている, 5 知らない, 1

質問 4 : 特殊車両通行許可証で許可された通行経路をいつも走行していますか？

許可された通行経路を走行している 3
 通り易い通行経路を通行している 1
 積荷の到着時間に合わせてその都度通行経路を変えている 2

質問 5 : 重量を違法に超過した大型車両（特殊車両）の取締りを行っていることをご存知ですか？

知っている, 6

質問 6 : 車両総重量が基準の2倍以上の違反車両は現地取締り時に即時告発になることをご存知ですか？

知っている, 4 知らない, 2

質問 7 : 積荷が積載重量以上の重量になっている状態がわかりますか？

積荷の段階でわかる 3
 運転中に車の挙動等でわかる 3
 全くわからない 0

1. 広報集中期間の取組み

④道の駅でのパネル展開催 (アンケート結果B)

- 道の駅パネル展開催中、来訪者に対し大型車両に関するアンケートを実施した。

時間帯	大型車 ドライバー	一般	合計
～10:00	2	24	26
～11:00	1	29	30
～12:00	0	15	15
～13:00	1	6	7
～14:00	0	19	19
～15:00	0	15	15
～16:00	2	8	10
合計	6	116	122

■一般向けアンケート内容

- 質問1：性別・年代
 質問2：道路の老朽化問題をご存知ですか？
 質問3：道路（舗装や橋）の劣化に影響を与えているのが重量を違法に超過した大型車両（特殊車両）であることをご存知でしたか？
 質問4：定められた大きさや重さを超える車両を走行させる場合、通行経路の道路管理者（国土交通省又は自治体等）に対して申請を行わなければならないことをご存知ですか？
 質問5：大型車両（特殊車両）に関するパネル展示等のイベントにより、道路の老朽化問題や、大型車両（特殊車両）が道路を通行するには許可が必要といったことをもっと周知すべきであるとお考えですか？
 質問6：重量を違法に超過して走行する大型車両（特殊車両）について適正な重量で走行させるにはどのようなことを行ったら良いと思われますか？
 質問7：右のイラスト（劇画風タイヤ）を以前に見たことがありますか？
 質問8：見たことがある方はどこで見ましたか？

主なアンケート結果

※すべてのアンケート調査結果は別添1-2を参照

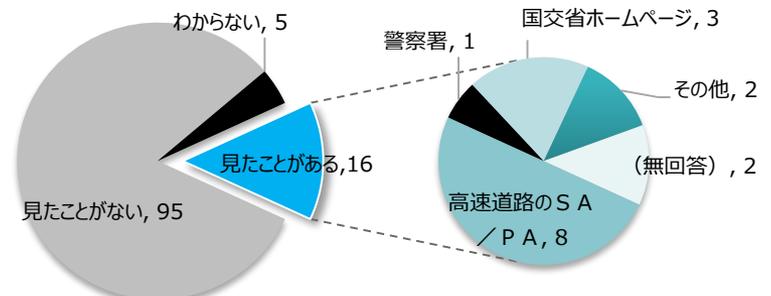


	質問2：道路の老朽化問題をご存知ですか？	質問3：道路の劣化に影響を与えているのが重量を違法に超過した大型車両であることをご存知ですか？		
		知っている	知らない	合計
質問2：道路の老朽化問題をご存知ですか？	知っている	83	19	102
	知らない	8	5	13
	無回答	1	0	1
	合計	92	24	116

質問5：道路の老朽化問題や特殊車両の許可制度について周知すべきとお考えですか？



質問7～8：（劇画風タイヤ）イラストを見たことがありますか？



1. 広報集中期間の取組み

⑤ 首都圏大規模同時合同取締 (作業部会の設置)

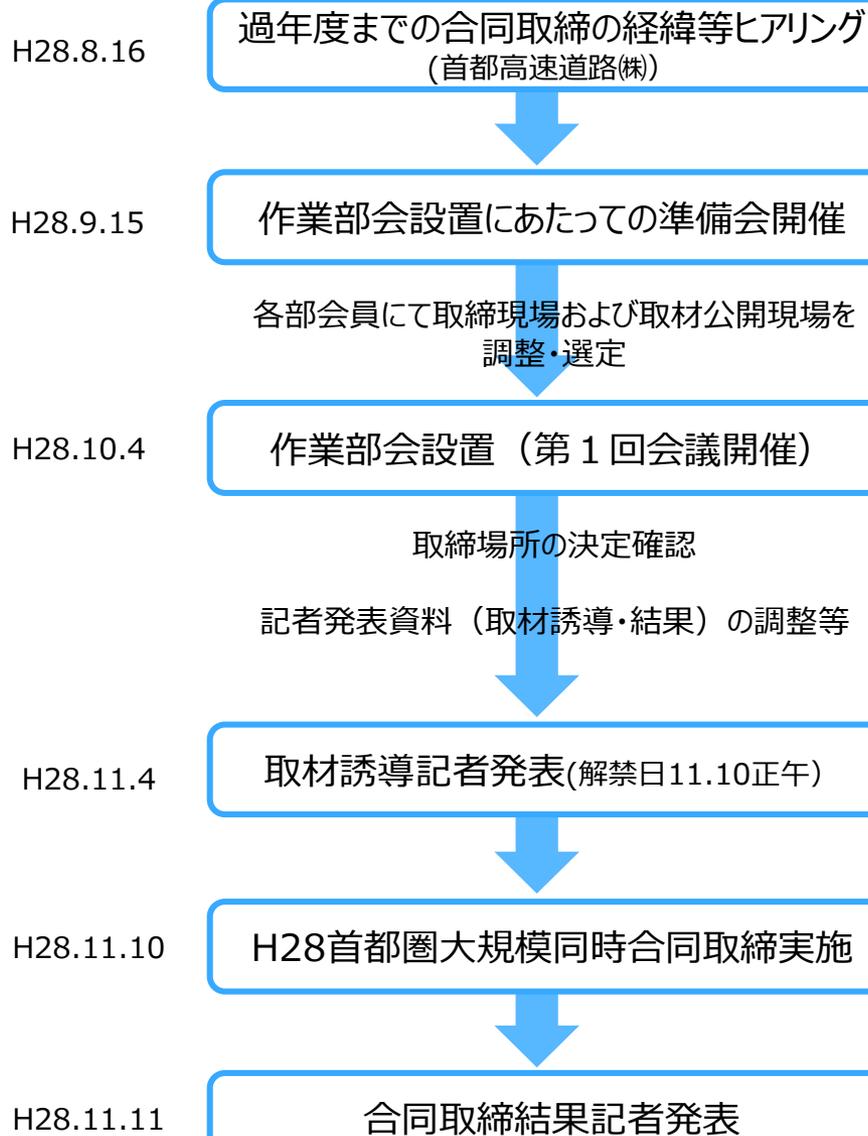
連絡協議会の取組みとして初めて実施する合同取締実施に先立って、作業部会（事前に準備会を開催）を設置した。作業部会は関東地方整備局が事務局となり、過年度までの取組みを踏襲しながら、作業部会員※の間で意思統一を図り、合同取締の実施に向けて調整した。

- 準備会 平成28年9月15日（木）
- 作業部会 平成28年10月4日（火）

※作業部会員

- ・首都高速道路株式会社
- ・中日本高速道路株式会社東京支社
- ・中日本高速道路株式会社八王子支社
- ・東日本高速道路株式会社関東支社
- ・国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
- ・国土交通省関東地方整備局相武国道事務所
- ・国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所
- ・国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所※合同取締初参加
- ・国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所※合同取締初参加（部会長）
- 国土交通省関東地方整備局道路部交通対策課長（事務局）
- 国土交通省関東地方整備局道路部交通対策課

作業部会設置前後の流れ



1. 広報集中期間の取組み

⑤ 首都圏大規模同時合同取締 (当日実施概要)

- 実施日：平成28年11月10日(木)
- 時間：10:00～12:00
(うち、一部の取締箇所は
10:00～11:00マスコミ公開)
- 取締箇所数：17箇所(過去最大)
- マスコミ取材：8社(報道状況はP10参照)

取締実施状況



出典：首都高速道路(大井本線料金所)



出典：首都高速道路(三ツ沢本線料金所)



出典：NEXCO東日本(新座本線料金所)



出典：NEXCO中日本(東京料金所)



出典：北首都国道事務所
(三郷地区車両取締基地)



出典：大宮国道事務所
(狭山特殊車両基地)



出典：千葉国道事務所
(八千代車両検問所)



出典：相武国道事務所
(相模原車両検問所)



出典：東京国道事務所(辰巳車両検問所)



出典：NEXCO中日本(八王子料金所)

1. 広報集中期間の取組み

⑤ 首都圏大規模同時合同取締 (結果)

- 今年度は2国道事務所が加わり、取締実施箇所数は3箇所増加して17箇所となった。
- 全体の違反台数は昨年度と比較して13台増加し(約1.4倍)、1箇所あたりの違反台数も0.3台増加(約1.1倍)した。
- 取締機関別の1箇所あたりの違反台数で最も多かったのは東日本高速道路(株)で4.3台/箇所(約2.2倍)となった。
- 違反台数の内訳は2箇年とも措置命令台数：指導警告台数がおよそ6：4の割合であった。

【平成28年度】

機関名・会社名	違反台数	＜内訳＞		取締実施箇所数	1箇所あたりの違反台数
		措置命令台数	指導警告台数		
国土交通省関東地方整備局	15台	0台	15台	5	3台
首都高速道路株式会社	11台	10台	1台	7	1.6台
東日本高速道路株式会社	13台	11台	2台	3	4.3台
中日本高速道路株式会社	9台	8台	1台	2	4.5台
合計	48台	29台	19台	17	2.8台



【平成27年度】

機関名・会社名	違反台数	＜内訳＞		取締実施箇所数	1箇所あたりの違反台数
		措置命令台数	指導警告台数		
国土交通省関東地方整備局	6台	0台	6台	2	3台
首都高速道路株式会社	14台	13台	1台	7	2台
東日本高速道路株式会社	6台	4台	2台	3	2台
中日本高速道路株式会社	9台	5台	4台	2	4.5台
合計	35台	22台	13台	14	2.5台

1. 広報集中期間の取組み

⑤ 首都圏大規模同時合同取締 (主な報道状況)

日付	報道機関 (媒体名)	タイトル	URL
11/10	乗りものニュース	重量違反車はその場で「強制退去」も首都高などで一斉取り締まり	http://trafficnews.jp/post/59830/
	Exciteニュース		http://www.excite.co.jp/News/economy_clm/20161110/Trafficnews_59830.html
	Livedoorニュース		http://news.livedoor.com/article/detail/12265262/
	Yahoo! ニュース		http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20161110-00010006-norimono-bus_all
	TheNews		http://smph.thenews.ne.jp/detail/913554/?m=top_newslist_life
11/10	時事通信社 (JIJI.com)	過積載一斉取り締まり=関東17カ所、道路橋劣化防ぐ-国交省	http://www.jiji.com/jc/article?k=2016111000424&g=soc
	引用掲載 ジョルダンニュース!		http://news.jorudan.co.jp/docs/news/detail.cgi?newsid=JJ16111000424
	はてなブックマーク		http://b.hatena.ne.jp/entry/www.jiji.com/jc/article?k=2016111000424&g=soc
11/10	NHK (TV)	過積載車両 関東各地で一斉取締り	
11/14	物流ニッポン	国交省など/車限令・道交法違反 首都圏大規模取り締まり	http://logistics.jp/media/2016/11/14/1216
11/21	日刊建設工業新聞 (朝刊)	大型車両対象に一斉取り締まり	

出典：NHKニュース
11/10 20:50～



道路の劣化を早める大きな要因と指摘されている、過積載の大型の車両の取り締まりが、今日、関東の各地で一斉に行われました。このうち東京・江東区辰巳の国道357号線では、国土交通省の職員や警察が大型の車両を検問所に誘導し、車両の重さや長さ、高さを測り、必要な書類がそろっているかを確認していました。



総重量が国の基準の2倍以上となる大型トレーラーなどについては、道路の劣化を早める大きな要因になっているとして去年2月から規制が強化され、違反をした場合には運送会社やドライバーを速やかに刑事告発することにしていて、今月1日現在、告発件数は25件に上るといわれています。



国土交通省によりますと、今日の取り締まりでは、過積載や通行に必要な申請を行わないまま通行したなどとして、19件の警告と29件の措置命令が出されたということです。



国土交通省関東地方整備局の外川和彦交通対策課長は「安全に道路を走行できるためにも悪質な車への取り締まりを強化し、老朽化への対策につなげたい」と話しています。

取締りを行うことで(過積載の)車を排除する(道路の)老朽化の対策につながるのでは

2. 各委員による広報活動状況の報告

2-1. 各委員による広報活動状況

広報集中期間等における各委員の取組み状況を分類したものを下表にまとめている。

実施広報	実施組織
1. チラシ設置・配布 (依頼を含む)	千葉県トラック協会、東京都トラック協会、千葉県警察本部、東京都、神奈川県、千葉市、川崎市、相模原市、NEXCO東日本関東支社、NEXCO中日本八王子支社、首都高速道路
2. ポスター・新聞掲示・配布 (デジタルポスターを含む)	全国クレーン建設業協会（千葉支部・神奈川支部）、千葉県、東京都、神奈川県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、NEXCO中日本（東京支社・八王子支社）、首都高速道路
3. ホームページによる広報 (バナー設置等)	千葉県トラック協会、全国クレーン建設業協会東京支部、神奈川県警察本部、川崎市、NEXCO中日本八王子支社
4. 会議・講習会等 を活用した広報	全国クレーン建設業協会（千葉支部・東京支部・神奈川支部）、関東運輸局、NEXCO中日本八王子支社、
5. その他	全国クレーン建設業協会（千葉支部・神奈川支部）、東京都、

※講習会等でチラシ・ポスターを配布した場合は4.会議・講習会等を活用した広報へ記載。

2. 各委員による広報活動状況の報告

(一社) 千葉県トラック協会

【実施状況】

- 10/1 ホームページの改訂に伴い、トップページに「特車総合ツイッター」のバナーを貼り付けた。
- 10月中に受付窓口チラシ100枚を設置した。

(一社) 東京都トラック協会

【実施状況】

- 10/30 代々木公園で開催したトラックフェスタにおいて本部テントにチラシを設置した。
- 11/1～ 東京都トラック協会 1階受付脇のラックにチラシ100枚を設置した。



2. 各委員による広報活動状況の報告

(一社) 全国クレーン建設業協会 千葉支部

【実施状況】

- 9/16 組合理事会にて「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」内容の報告
 - ①アンケート結果
 - ②第2回アンケート調査の依頼
 - ③新聞広告掲載予定
 - ④上記理事会議事録を全組合員に配布し主旨を徹底した。
- 10/6付新聞広告を入手し、拡大して事務所内に掲示
- 10/8 道の駅やちよにおけるパネル展への参加 (アンケート調査に回答)



新聞広告の掲示状況

(一社) 全国クレーン建設業協会 東京支部

【実施状況】

- 東京建設重機協同組合（（一社）全国クレーン建設業協会東京支部）のホームページ会員専用ページを利用し、関連情報を掲載している。
- また、6地区会で大型特殊車両の適正通行について議題としている。



ホームページトップ画面



会員専用ページ

2. 各委員による広報活動状況の報告

千葉県警察本部

【実施状況】

- 7/8 各警察署宛にデータを送付し、窓口チラシ設置を依頼。
- 以降、継続して窓口チラシを設置中。

千葉県

【実施状況】

- 10/11頃～ 特車許可申請のカウンターに啓発用のポスターを掲示中。

神奈川県警察本部

【実施状況】

- 10/18 神奈川県警察本部ホームページ内、交通公開取締情報に連絡協議会のバナーを掲載した。

神奈川警察 Kanagawa Pref. Police

交通公開取締情報

公開取締り一覧表

- 各警察署のホームページ掲載の速度取締り指針を確認してください！！
- 飲酒運転違反の根絶対策強化中！ [詳しくはこちら](#)
- 交差点付近での違反対策強化中！ [詳しくはこちら](#)

11月	昼・夜	取締地点	取締実施場所(路線)	備考
30日	水曜	信号無視 歩行者妨害 一時不停止 違反 通行区分 整備不良 通行禁止 駐車 自転車	県内全境(幹線道路・駅前辺・通学路等)	・ゾーン30の日
28日	水曜	信号無視 歩行者妨害 一時不停止 駐車 自転車	県内全境(幹線道路・駅前辺等)	・県下一斉歩行者妨害取締り強化日
30日	金曜	信号無視 歩行者妨害 一時不停止 違反 通行区分 整備不良 通行禁止 駐車 自転車	県内全境(幹線道路・駅前辺等)	・ゾーン30の日

※ 記載のない日付においても、違反違反・飲酒取締り・駐車違反・信号無視・シートベルトなどの通常の取締りは、県内全境で実施されています。

※ 記載のない地区等においても、管轄する警察署が独自の取締りを実施しています。

※ 各種事件・事故の発生状況により、取締計画を変更することがあります。

重量守り、道路を守ろう。

定められた重量、長さ、高さ、幅を1つでも
超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。
大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課

[このページの先頭へ戻る](#)

神奈川県警察本部交通部交通指導課指路取締り係 TEL. 045(01)2121(代表)
Copyright (C) Kanagawa Prefectural Police Department. All rights reserved.

2. 各委員による広報活動状況の報告

国土交通省 関東運輸局

【実施状況】

- トラック運送事業者において選任されている整備管理者が義務付けられている研修で使用する資料の中に、連絡協議会作成のチラシを掲載し、取組みの周知を図った。
- 研修期間は平成28年10月～平成29年2月の予定。

(4) 大型車通行適正化に向けた取り組み

違法に重量オーバーした大型車両は、道路を傷める大きな原因。それは補修工事を増やし、渋滞の原因に。また、重大事故にもつながり、危険。ルールを守ることは、道路を守り、命を守ることにあります。

定められた長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特種車両通行許可」

重量超過、道路劣化。

適正な利用者は優遇して、物流の効率化へ。 ETC2.0 特種車両通行許可申請書 特種車両通行許可申請書

悪質な違反者は厳罰化。 悪質な違反者に対する厳罰化。悪質な違反者に対する厳罰化。悪質な違反者に対する厳罰化。

協議会メンバーの連携。 協議会メンバーの連携。協議会メンバーの連携。協議会メンバーの連携。

重量守り、道路を守ろう。

国土交通省 関東運輸局 連絡協議会

関東運輸局自動車技術安全部 監修

整備管理者研修資料



平成28年度

整備管理者研修資料検討委員会編

.....	136
.....	136
.....	136
.....	137
.....	137
.....	139
.....	141
.....	148
.....	148
.....	148
.....	150
.....	155
.....	159
.....	161
.....	175
.....	177
.....	178
.....	182
.....	194
.....	195
.....	200
.....	200
.....	206
.....	211
.....	215
.....	216
.....	216
.....	223
.....	227
.....	228
.....	234
.....	235
.....	239
.....	238
.....	238
.....	239
.....	241
.....	242

Ⅲ. 自動車の安全確保と環境保全に関する情報

- 安全に関する情報
 - 大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！
 - 早めの冬装備についてご協力をお願いします。(東北地方整備局)
 - 後退時等の安全確認の徹底について
 - 貸切バスのシートベルトの着用徹底について
 - メルマガジン「事業用自動車安全通信」について
 - 自動車のリコール制度
 - 自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の基準について
- その他の安全・環境に関する情報
 - タクシー・市販の基準値等について
 - 標準仕様・カスタムバス認定要領の一部改正について
 - 「基準値と自動車の認定要領について」(平成9年9月19日付自技第193号)の改正について
 - 大型車通行適正化に向けた取り組み

2. 各委員による広報活動状況の報告

東京都

【実施状況】

- 10/8～11/15 新宿駅から都庁舎へ向かう副都心4号街路(動く歩道)の柱面デジタルサインへのパネル掲示。
- 東京都で実施している指導取締りの際、停止させたドライバーへ、チラシと『特殊車両通行ハンドブック2016』を配布(計6日間実施)

【広報集中期間以前の取組み】

- 8月～都内11箇所の建設事務所にチラシの窓口等への設置掲示を依頼。
- 都庁第二庁舎路政課入口付近にチラシを設置。
- 8/18,19「夢のみち」イベントでパネルの展示およびチラシを設置。



デジタルサインでの表示



指導取締り時に配布したチラシとハンドブック

2. 各委員による広報活動状況の報告

神奈川県

【実施状況】

- 本庁および管内の土木事務所、道路公社においてポスター・チラシ等を掲示、設置した。

広報内容				開始日	実施数
場所	設置箇所	実施所属	媒体		
神奈川県庁	執務室	道路管理課	ポスター	10月6日	1枚
			チラシ	10月6日	5枚
平塚合同庁舎	受付窓口	平塚土木事務所	ポスター	10月11日	1枚
			チラシ	10月11日	15枚
藤沢合同庁舎	受付窓口	藤沢土木事務所	ポスター	10月11日	3枚
			チラシ	10月11日	30枚
厚木土木事務所	受付窓口	厚木土木事務所	ポスター	10月25日	1枚
			チラシ	10月25日	20枚
厚木土木事務所 東部センター	受付窓口	厚木土木事務所 東部センター	チラシ	10月25日	20枚
足柄上合同庁舎	受付窓口	県西土木事務所	ポスター	10月20日	2枚
			チラシ	10月20日	20枚
県西土木事務所 小田原土木センター	受付窓口	県西土木事務所 小田原土木センター	チラシ	10月18日	10枚
			ポスター	10月26日	23枚
	受付窓口	神奈川県道路公社	チラシ	10月26日	70枚



神奈川県 道路管理課



厚木東部センター



厚木土木事務所



神奈川県道路公社



2. 各委員による広報活動状況の報告

千葉市

【実施状況】

- 10/5～情報コーナーや工事担当部署の窓口
にポスターを掲示した。
- 工事の事業者が出席する協議会でチラシを
50部配布。

横浜市

【実施状況】

- 管理課接客コーナーへポスター掲示
(春頃から継続実施中)



ポスターの掲示状況

川崎市

【実施状況】

- 10月～ 受付窓口
にポスターを掲示した。

【広報集中期間以前からの取組み】

- 受付窓口
にチラシを設置中。
- ホームページ
にバナーを設置中。

相模原市

【実施状況】

- 8/3～受付窓口
にチラシ20部を設置した。
- 8/3～受付窓口
にポスターを設置した。

東日本高速道路(株)関東支社

【実施状況】

- 車両制限令違反車両取締現場、法令
違反者に対しチラシを配布
(延べ1,000枚)

2. 各委員による広報活動状況の報告

中日本高速道路(株)東京支社

【実施状況】

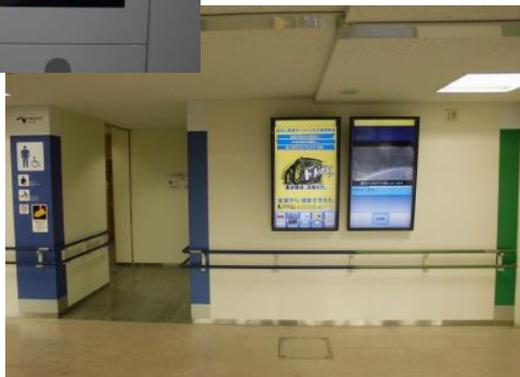
- マルチインフォメーションボード (MIB)による広報を下記のとおり実施した。

実施期間：10月上旬～10月末

実施箇所：東名高速道路 海老名SA (上下)
西湘バイパス 西湘PA (上下)
小田原厚木道路 平塚PA、大磯PA



MIBによる広報イメージ



中日本高速道路(株)八王子支社

【実施状況】

- 大口・多頻度割引制度を利用されるお客様への請求時にチラシ約330枚を配布。
- NEXCO中日本ホームページにバナー掲載。
- 休憩施設に設置のマルチインフォメーションボードでのポスター掲載および紙ポスターの掲示。

【広報集中期間以前からの取組み】

- 各休憩施設で実施した夏の交通安全キャンペーン(7月) および秋の全国交通安全運動(9月)にて、チラシ約500枚を配布。
- 車両制限令講習会(6月、9月末)にて、出席者にチラシ20枚を配布。



2. 各委員による広報活動状況の報告

首都高速道路(株)

【実施状況】

- 取締現場においてドライバーにチラシを配布した。
- P Aにポスターを掲示、チラシを設置した。



大黒 P A のチラシ・ポスター設置状況(50枚)



大師 P A のチラシ設置状況 (50枚)



10/11(火) 10:00~11:00 志村料金所 チラシ50枚配布



10/13(木)~ 西局管内各 P A (7箇所)でチラシ掲示



10/6(木)~ 11/9(水) 各取締現場においてチラシ約200枚配布



10/17(月)~東局管内各 P A (10箇所) でチラシ掲示

3. その他広報協力

メルマガによる荷主向け広報

- 日本機械工業連合会（以下、「日機連」という。）の協力のもと、会員向けのメールマガジン（毎週金曜日発信）『日機連週報』に、連絡協議会による大型車通行適正化に向けた取り組み状況について掲載して頂いた。また、日機連ホームページにおいても広報して頂いた。
- なお、このメールマガジンは日機連会員約50社の他、傘下のグループ・関連企業等約3,000社まで到達する訴求力の高い広報である。

一般社団法人 日本機械工業連合会 発行

JMF 日機連週報

第3086号 2016年（平成28年）10月21日（金）

CONTENTS

- 社員給食報告

平成28年度上期事業報告書案、理事会で決議されたスマートマニファクチャリングの国際標準化への対応に関する承認等について審議し、承認

— 日機連、秋季総会及び関連行事を山梨県富士吉田市及び南部留部で開催 —

- 日機連の動き
- シカゴレポート

1. 中国製の車、米国で人気に
2. 2060年までの労働参加率の見直し
3. 連邦政府取引事業者の有給気体休暇制度

- お知らせ

- ・国土交通省 「大型車通行適正化」に向けた取組について
- ・特許庁「任期付職員（特許審査官補）の採用」について

日機連ではホームページを開設しておりますのでご利用下さい。
URL: <http://www.jmf.or.jp>

[バックナンバーはこちら](#)

一般社団法人 日本機械工業連合会 〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館 03-3434-5381

お知らせ

○ 国土交通省「大型車通行適正化」に向けた取組について

このたび、(公財)日本道路交通情報センターより、国土交通省が実施している「大型車通行適正化」に向けた取組についての広報依頼がありましたので、ご紹介します。

国土交通省関東地方整備局では、国土交通省道路局が平成26年5月9日に発表した「道路の老朽化対策に向けた大型車通行適正化方針」に基づき、関係行政機関、関係企業団体及び道路管理者等が連携し、情報共有や意見交換・大型車通行に関する取組等を継続的に行うことを目的とする「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を平成28年1月29日に設立しました。この連絡協議会では、荷主や運送事業者の方を対象に特車制度を浸透させ、重量違反等の違法走行を根絶するために特車制度等の広報を中心に活動しています。

その一環として現地の取組では、基準の2倍以上の重量違反が確認された場合には即時各台(レドカード)を行うなど違法走行の根絶に取り組んでいるところです。

一般社団法人 日本機械工業連合会に加盟する皆様におかれましては、今年8月下旬に実施した大型車(特車車両)に関するアンケート調査につきまして、大変お忙しい中ご協力頂き、厚く御礼申し上げます。

この連絡協議会では、10月6日(木)から約1箇月間日機連集中期間と定め、「重量守り、道路を守ろう」をスローガンとして、イラストにより各種広報媒体を一体化した広報を強化しているところです。

【主な活動状況】

- 10月6日(木)物流ニッポンへの広告掲載
- 10月8日(土)道の駅「やちよ」(千葉県八千代市)にて、「重量守り、道路を守ろう」パネル展の開催および来訪者へのアンケート実施
- (公財)日本道路交通情報センターホームページ(トップページ)へのバナー広告設置

6

日機連週報第3086号(2016年10月21日)

- 特車総合ツイッター※による大型車通行に関する施策、通行規制情報、特車車両の写真等の情報発信強化
今後も効果的な広報活動に努め、有益な情報発信を行ってまいりますので、是非ご利用下さい。

特車総合ツイッター
https://twitter.com/tokusya_kanto

大型車通行適正化に関する関東地域連絡協議会ホームページ
<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/saisei/index00000015.html>

The screenshot shows the homepage of the Japan Mechanical Industry Federation (JMF). The header includes the JMF logo and navigation links for Japanese, English, and Chinese. The main content area features a large banner with the text '機械工業の進歩発達から日本経済の発展へ' (Development of the mechanical industry from the development of the Japanese economy). Below the banner, there are several news items with dates and titles, such as '日本機械工業連合会からのお知らせ' and '政府機関からのお知らせ'. The right sidebar contains various links and logos, including '特許総合センター' and '第7回 ロボット大賞'.

出典：日機連ホームページ